

平成 2 9 年 9 月 1 5 日  
2 0 8 及 び 2 0 9 会 議 室

平成 2 9 年 第 1 7 回  
立 川 市 教 育 委 員 会 定 例 会

立 川 市 教 育 委 員 会

平成29年第17回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年9月15日(金)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時50分

2 場 所 208及び209会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 田中 健一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 金井 誠

教育支援課長 矢ノ口美穂

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 土屋英眞子

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 安藤 悦宏

## 案 件

### 1 協議

- (1) 平成30年度の人事構想（学校）について
- (2) 若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について

### 2 報告

- (1) 若葉台小学校開校に向けた取り組みについて
- (2) コミュニティスクールの導入について
- (3) 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書について
- (4) 立川市地区図書館所蔵視聴覚資料大量不明への対応について

### 3 その他

## 平成29年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

平成29年9月15日

208及び209会議室

### 1 協議

- (1) 平成30年度の人事構想（学校）について
- (2) 若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について

### 2 報告

- (1) 若葉台小学校開校に向けた取り組みについて
- (2) コミュニティスクールの導入について
- (3) 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書について
- (4) 立川市地区図書館所蔵視聴覚資料大量不明への対応について

### 3 その他

---

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第17回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に田中委員、お願いします。

○田中委員 はい。承知しました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、協議2件、報告4件でございます。

その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第17回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、金井統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

---

◎協 議

(1) 平成30年度の人事構想(学校)について

○小町教育長 では早速、1協議(1)平成30年度の人事構想(学校)について、に入ります。

これに対しましては私から、資料に沿いましてご説明をさせていただければと思っております。

平成30年度の人事構想ということで、東京都教育委員会と人事に関しましてこれから詰めていくわけでございますけれども、その方針を述べさせていただきたいと思っております。

人事の方針を立てるにあっては、こういった柱立てを教育施策の中で組み立てるかということがあつての人事というふうに思っておりますので、教育施策のところをまず説明させていただければと思っております。

本市は、大きな課題は学力・体力の向上でございます。

最初は、地域学校協働活動推進事業「地域未来塾」(案)の活用ということでございます。このことは現在まで学力向上ステップアップ事業ということで東京都の補助をいただきまして展開している基礎学力の向上に対する取組でございます。ステップアップ事業自体が平成30年度からなくなるという話でございますので、それに代わるものということで地域未来塾という補助スキームができましたので、それをエントリーして活用させていただいて、本市の課題でございます学力を引き上げていきたいと思っております。それに関しましては東京都の補助スキームがございまして、それを使っていきたいと考えているところでございます。

現在まで補習という形で過去3年間取り組んでまいりまして、中学校において全国平均を上回る、東京都平均を科目によっては上回るという状況になっています。一方、小学校は全国まで届いていないというところでございますけれども、ただ、傾向としては右肩上がりになってきていますので、補習が大変に効果的な取組だったのかなと思っております。子どもたちにとっては学ぶ機会を増やすということはとても大事ことかなと思っておりますし、一方、

先生方は多忙感ということがございまして、なかなか補習まで手が回らないということがございますので、そこに予算を注入したり地域人材を活用したりということで、補習授業を放課後であったり、土曜日であったり、長期休業中であったりということで、特に課題のある子を指名制で残っていただいて、その子をしっかりとフォローアップするという取組を全校でようやく定着してきたかなと思っておりますので、その流れを平成30年度の地域未来塾という形ではございますけれども、引き続き各学校の取組の基本に据えたいと考えております。

(2)でございます。これは授業改善の部分でございまして、基礎学力に関しましては補習で子どもたちを向上させるということは取り組んでおりますけれども、思考力・判断力・表現力、いわゆる21世紀型の学力と言われている部分が、なかなか補習では身に付かないところがございまして、それを授業を通じて子どもたちの主体的で対話的な深い学びということを通して、そういった21世紀型の学力を育むためには、やはり先生方の授業を改善する必要があるだろうと。改善と、漠然に学校に教育委員会から発信しても、なかなかそれが足並みが揃わないということがございましたので、立川スタンダード20というモデル授業、スタイルを学校に提示させていただきまして、学校ごとにそれをカスタマイズして、それぞれの学校の事情がございましてカスタマイズして、何々小学校版のスタンダードという形で授業スタイルをしっかりと導入から展開、終末という形で授業の流れをしっかりと子どもたちに見える化しながら、分かりやすい楽しい授業ということで、それが結果的に21世紀型の学力といわれる部分に結び付くかなと思っておりますので、この部分を引き続き、スタンダード20をブラッシュアップしてまいりますので、改訂版ということで活用していきたいと思っております。

(3)でございます。子どもたちの課題のもう一方は、体力にも課題がございまして、小学校1年生で入学をした時は都平均より低いわけでございます。都平均自体は全国で低いほうでございますので、そうすると、その都平均よりも低いという1年生の体力状況でございますけれども、中学3年になると、特に男子に関しましては都平均を上回るという状況でございますので、9年間の学校の取組を通して体力はアップしてきているかなというような実感はもっておりますけれども、体育の授業を通じた体力アップというところに関しては、まだまだ弱い部分があるかなと思っております。本日も、けやき台小学校を視察させていただきまして、そんな意見交換をしてきたところでございまして、これに関しましては授業改善を進めたいと思っております。

(4)でございます。これは、その授業改善を進めるにあつては、普通の教科の中で立川スタンダード20で示しておりますので、体育・保健体育バージョンの立川スタンダードをお示しながら、しっかりと子どもたちが体を動かすと、そういうような体育にしたいと思っておりますので、このスタンダード、モデルプランを示しながら、それをしっかりと検証して授業の充実を図っていききたいというところでございます。

2番でございまして、「豊かな心の育成」でございます。

これは平成28年度取り組んだところでございますけれども、本市では初めて児童会・生徒

会サミットということで、特にSNS、スマートホン、そういう情報機器の使い方に関しまして子どもたち自らが学校の壁を乗り越えて話し合いをして、しっかりとその背景にある、お互いを思いやるということを含めまして子どもたちで意見交換をして、提言をまとめるというような試みをしております。この試みに関しましては、実施してみて大変良かったかなと思うのですが、与えられたルールというものもあるわけでございますけれども、自分たちでしっかりと問題意識を持って、それに対して自分たちが何ができるかということをしつかり考えて、その考えをまた友達、そして学校の壁を乗り越えて他の児童・生徒と意見を交換しながら一つの方向性を見出すという、まさに主体的・協働性を育む意味でも、お互いを思いやるという心情を育む意味でも、大変に意義のある取組でございますので、心を育てるといふ大きなくりの中で、児童会・生徒会サミットを充実させてまいりたいと思っております。

(2)でございます。平成30年度ということで「特別の教科 道徳」ということで、先だつての教育委員会でも教科書採択をさせていただきましたので、その教科書を使って小学校は特に新しい「特別の教科 道徳」が始まるわけでございます。この道徳が特別の教科になった背景といいますのは、いじめの問題であるとか、そういったような子どもたちのコミュニケーションがなかなかうまくとれないというところがございまして、そんなものが背景にある中で問題事象が起きていると、そこを道徳を教科としてもう一度しっかりと取り組もうということが背景にあるのかなという認識をしております、それに沿うような教科書採択をいたしましたので、その教科書を使って、子どもたちが単に読み物道徳ではなくて、しっかりと考えて、その考えを友達と共有して自分たちの考えを深めると、そのような道徳にしていまいりたいと考えています。これを機会に道徳教育を充実させて豊かな心の育成を図ってまいりたいと思っております。

### 3「特別支援教育の推進」でございます。

特別支援教室キラリを、ここで全校揃いますので、全小学校で実施してまいります。実施校へわざわざ校区をまたがって通うということがなく自分の学校で、特別支援に関しまして授業の中でつまずいてしまうだとかという場面があるかなと思いますので、そういったお子さんに関しまして、その学校の中で指導が受けられるというような体制がとられますので、それをしっかりとした活動にしていまいりたいと思っておりますし、またそれは特別支援教室だけではなくて普通の授業の中で各先生方が特別支援教育の知見をしっかりと踏まえた授業を行う、そういうことのきっかけにもなるかなと思っておりますので、全校実施をしっかりと内容を含めまして確認しながら進めてまいります。

(2)でございますけれども、松中小学校に特別支援学級を開設ということで、第九小学校の今くわのみ学級がかなり満杯状態になってきておりまして、5クラスというところでなかなか活動もままならないという物理的な限界にきておりますので、校区を割りまして、松中小学校にまつのみ学級ということで特別支援学級を開設したいと思っております。より身近なところで指導が受けられるという意味でもよいのかなと思っておりますので、そのような手立て

をしっかりととっていきたいと思っています。

4「小中連携教育の推進」でございます。

9年間を見通したということで教育活動を展開しております。特に教科の接続に関しましては外国語を象徴的に取り上げて、中学校の先生に小学校に行っていただいて一緒にTTでチームを組んで教えると、そのような試みがもう既に全校で始まっております。ただ、これは外国語だけにとどまるものではなくて、他の教科に関しましても発達段階を途切れ、隙間なくつなげるという意味では、他教科においてもこのような試みは必要かなと思っていますところでございます。

先ほどちょっとけやき台小学校の話をしたわけですが、立川第九中学校のほうから体育の専科の先生が小学校を訪れまして、小学校の教員向けにラジオ体操の講習をやったり、また直接、けやき台小学校の児童に九中の体育の専科がラジオ体操の演技指導をするというように報告を受けたところでございます。子どもたちにとっても、とても刺激になって真剣に取り組んでいたというお話を聞きますし、また九中の体育の専科の先生も、子どもたちが集中して取り組んでいる様を本当に感じられて大変に良かったという中学校の教員側の反応も出ておりますので、そういったところは広げていきたいと思っています。道徳に関してもそうでございます。

立川市民科に関しましては、3年目ということで今取り組んでいるところでございますけれども、この取組に関しましては中学校区ごとに取り組んでおりますので、小中連携の重要な柱になるものかなと思っています。立川市は狭い地域ですが、それぞれ地域で特性がございます。その特性を活かした取組をより深めてまいりたいと思っていますし、この立川市民科の取組を構造化してカリキュラム化を図って、より強化してまいりたいと考えております。

(2)でございます。これは幼保・小中連携教育推進協議会ということで、どうも小学校の状況を考えてみますと、幼稚園、保育園の段階でのアプローチと小学校のアプローチがどうしてもギャップがあるというところが見えてまいりましたので、具体的に今年度からアプローチしておりますけれども、幼稚園、保育園の先生方と、小学校、中学校の先生方が同じテーブルについて、同じ立川の子どもとして課題意識を共有しながら、それぞれの発達段階に応じた適切な指導を行うことによって、それぞれのパーツの教育がより深まるということになろうかなと思っていますので、ここの部分を強化する。

その具体策としては、小学校に就学前、この部分については特に立川の子どもたちは課題がある部分が見えてまいっておりますので、力を入れて指導していただきたいというようなものを具体的にスタンダード20という形でお示しして、幼稚園、保育園問わず小学校に上がるまでには、このところをしっかりと指導した上で小学校に上げていただきたいというものを示しながら、それもこちら側から一方的に示すのではなくて、幼稚園、保育園の先生方とお話し合いをしながら形づくったものを全幼稚園・保育園に示してまいりたいと思っていますし、そのことによって子どもたちがよりギャップなくそれぞれの段階を越えられる、そのよ



うな体制をとっていきたいと思っています。

5でございます。「ネットワーク型の学校経営」ということで、これは立川市においては以前から取り組んでおりまして、学校だけではなくて地域の力を学校に取り入れて一緒にやっ  
ていこうということで今まで取り組んでまいりました。それをより深めたいと考えています。  
この4月に地教行法が改正になりまして、コミュニティ・スクールが今まで各市町村で取り  
組むことができる規定でしたけれども、法律改正がございまして、コミュニティ・スクール  
を努力規定ということでコミュニティ・スクールはもうやらなければいけないという必須の  
取組にグレードアップされてきています。

このことは、本市にとっては今までのネットワーク型の学校経営ということで地域と共に  
ある学校ということで取り組んでまいりましたので、何の違和感もなく取り組めるのかなと  
思っていますので、そこをしっかりと国それから東京都の施策も活用できるという  
ことも含めまして、制度的な裏付け、それから予算もついてくるということも含めまして、  
コミュニティ・スクールを推進したいと。その1年目になりますので一部導入という形で何  
校かに導入させていただいて、その成果をもって平成31年度からは全校で実施できるような  
方向性で取り組んでいきたいというふうに考えています。

(2)は、「地域学校協働本部」でございます。これは今、学校支援地域本部という形で制度  
設計の中で取組をしておりますけれども、これも法律改正がございまして、今まで一方的に  
地域が学校を支援すると、一方通行の支援だったのですけれども、そうではなくて、学校が  
地域の拠点として、もちろん学校教育、子どもたちの教育という意味ではそこをサポートす  
るのであるけれども、学校の取組によって地域自体も活性化する、そういう対等な立場で地  
域と学校が手を携えて取り組む必要があるだろうというのが国の方針でございます。

これに関しましても本市はネットワーク型の学校経営を、まさに地域の方のご意見を伺う、  
それからまた学校は地域に出掛けて行って地域を支えるというような取組もしておりますの  
で、今までも双方向に取り組んできましたので、その方向をまた国の、東京都の方向性とま  
さに合致するところで、5番の(1)(2)にしろ、どちらにしろ立川市で取り組んできたことを  
制度上裏付けていただいて、予算もつけていただいて、追い風を吹かしていただいているの  
かなというような、そのような認識のもとにしっかりと取り組んでいきたいと思ってい  
るところでございます。

このような柱立ての中で教育施策を展開するにあたっての人事でございます。

1つは、人事の目的でございますけれども、今申し上げたとおり、立川市の教育施策の推  
進と課題でございます。立川市は立川市の課題がございます。学力・体力の課題、心の育成  
の課題、それぞれもう見えてきておりますので、その課題解決に向けての人事ということ  
を考えていきたいというのが1点です。

2つ目は、それぞれの学校ということもあるわけでございますけれども、オール立川とし  
てのバランスの良い配置ということもとても必要なと思っております。立川市全体を底上げ  
するという必要がございますので、ある特定の地域ということではなくて、全市的なバランス

の良い人事を努めてまいりたいと考えています。

3 つ目でございます。学校管理職等の能力・適性及び実績を踏まえた配置ということでございます。やはり教育は組織で行うものでございますので、学校管理職、校長・副校長の役割というのは大変に大きいところがございます。ともすると学校管理というところで特化してしまいますけれども、これをよりマネジメントという視点も入れて学校管理運営にあたっていただきたいと思っています。マネジメントとは何かというと、限られた資源を有効に活用してしっかりと成果を出すというのはマネジメントかなと思っています。学校管理は預かった仕事をそつなくこなす、というのが学校管理だと思っていますので、そのところの少し認識の違いはあるかなと思っていますので、立川市の場合はマネジメント、経営という学校経営をしっかりとしようということを申しましたので、それに沿う管理職をしっかりと配置してまいりたいと考えています。

4 つ目は人材育成でございます。東京都全体での人事でございますので、そちらからの人事異動ということもあるわけでございますけれども、やはりその自治区、立川市の中で人材を育成して、副校長、校長という形で登用するのが一番理想的な形でございますので、そのような意味で人材育成をしっかりと行いたいと思ひますし、先ほど来申し上げているそれぞれの施策をしっかりと遂行するためには、それぞれの教員の人材、教員力といひますか、そういう力をつけていきたいと考えています。

課題でございます。

東京都全体の人事でございますので、学校管理職が不足しておりまして、管理職に手を挙げないという問題があるわけでございます。これは本市だけの問題ではなくて都全体で足りなくなってきていますので、そういったものの課題がある。

2 つ目は、年齢層のギャップの問題がございまして、なかなか管理職層が育たないうちに管理職が定年退職を迎えてしまって空が出てしまうという問題がございまして、具体的に空が出てしまいますと学校経営は成り立ちませんので、再任用という形で、例えば校長先生をもう1年お願いするというような形も考えざるを得ない部分があるわけでございます。そういう制度の課題もあるわけでございます。

3 つ目は、2 つ目と絡むのですけれども、年金制度の関係がございまして、年金が60歳で出るわけがございませぬので、そのつなぎの期間が必要だということで、再任用制度というものも全体的な教員部分含めて取り組まなければいけないという問題がございまして。

このような方向性と課題のもとに具体的な人事構想でございます。

1 つ目は、再任用候補者の実績を踏まえた任用ということで、再任用、それぞれ適性がございまして、そのままということに必ずしもならない場合もあるわけでございますので、実績をしっかりと評価させていただいて任用していきたいと考えています。

2 つ目は、行政経験のある学校管理職の配置ということで、行政に席を置いたことのある管理職というのは、やはり視野が大変に広がってございまして、そういった意味では学校経営を行う意味でも大変に有意義な提案もしていただけますので、そういった管理職を配置して

まいりたいと考えています。

3 つ目は、女性管理職の配置ということで、どうしても立川市の場合、女性校長が少ないということがございますので、女性管理職の配置をしっかりとしていきたいと思っています。

4 つ目でございます。次代の立川を担う若手の学校管理職の積極的任用ということでございまして、これに関しましては他の市から異動で来る場合がございますけれども、中から育成ということをしっかり含めまして若手の管理職を任用してまいりたいと考えております。

以上が平成 30 年度の人事構想でございます。こういった方向できょうご意見を賜りながら、しっかりと東京都と交渉をしていきたいと思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○小町教育長 以上の説明を踏まえまして、ご質疑、ご意見をいただければと思っています。よろしく願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 施策の概要をずうっと見ながら、ああなるほど立川の課題がずっと並んでいて、そして次の人事構想の中の私言いたいのは、人事の目的・方針の 4 の人材育成にあたるのでしょうか、とかく、どうしても育成となりますと資質・能力がよく問題になりますが、私、いつも辞令伝達のとくに思うのですけれど、せっかく立川の管理職になっていただくわけですから、もう立川市の全てを、配属された学校の廊下から校庭から机から、何でも好きになってもらいたい、愛してほしいと思うんですね。こういう立川の教育課題にもっと教育委員会とともに前向きに、そして積極的に取り組もうとする意欲、態度の育成といいますか、この辺りをどうやったらこの人事構想の育成に入れていけるだろうかというような、そういう気持ちを持っております。もしできることならば、何か方法があるなら進めていきたいなど。

特に人事構想の最後に、若手管理職の育成、任用、中からも育成したい、立川の中からもそういう気持ちを育てていきたいなと思っております。

○小町教育長 広域的な人事でございますので、立川市にずうっといるわけではないということがございますので、私が申し上げているのは、「立川にいる間は立川の先生だよ」ということは申し上げていまして、そんな中、初任者研修を、しっかりと立川について学ぶということを、私が来る前はやっていなかったのですけれども、それをしっかり項目に入れまして地域を学ぶということをまず先生が姿勢として示せるということで初任に入れました。それから今、立川市民科に取り組んでいますので、それを子どもたちに教えるにあたっては、逆に先生方がしっかりと事前の授業準備ということでやらなければいけないということ、そんなことを通しまして立川市に対する思いと、立川市の地域にお住いの方々の教育に対する思いを含めまして、そういうものを肌で感じて教壇に立っていただけるものかなと思っていますので、この部分はしっかりと踏まえて人事配置したいと思っています。

若手の管理職候補生の研修は、経営研修会という名称で小学校はやっていきますけれども、中学校はやってないですね。それを是非、新年度からはやりたいなと思って今準備に入っているところでございまして、中から育てる、とても大事かなと。先ほどの管理職不足という

こともございますので、若いうちからしっかり自分のライフプランの中にそういったところを盛り込んでもらって、自己を高めてもらいたいと思っています。それを今、現役の先生方が校長先生含めて支えると、そんな循環にしていければと思っていますので、ご意見を承ったところは、また活かしていきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 これまで以上に一步踏み込んで、国の動向、そういうものを見通しながらの人事構想であると思います。しかしその上で立川市の現状と課題、これを踏まえながら適切な人事構想であると、そういうふうと考えております。あくまでも教育の人事構想については、教育長の専権事項のところでございますので、よろしく願いいたします。

その上で私から質問を1点、提言を3点させていただきたいと思っています。

まず質問でございます。これについては管理職等の能力・適性についてでございます。Ⅱの人事構想、1人事の目的・方針、3のところに学校管理職等の能力・適性及び実績を踏まえた配置、と書かれております。ここで実績というのは例えば学力・体力の向上であるとか、あるいは不登校の解消であるとか、目に見えるわけでございますが、その中でこの能力・適性、これについては、なかなか目に見えない部分もあろうかと思っています。したがってここでの管理職等の能力・適性ということについては、具体的にどのようなことを注視されているのか、その辺りをお伺いできればと思います。

先ほど小町教育長から学校マネジメントということもございましたけれども、より具体的に学校経営力であるとか、あるいは外部折衝力、人材育成力、あるいは教育者としての高い見識等々あろうかと思っています。そういうことも踏まえながら、この学校マネジメントの中で、とりわけこういうことを注視しているんだということがございましたら、お願いいたします。

次に提言の1つ目でございます。これについてはⅠの教育施策の概要の4「小中連携教育の推進」の中に、社会に開かれた教育課程の先行実施、これを追記してはどうかという提言でございます。今回の新たな学習指導要領の改訂の中のキーワードで、ご承知のように、社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント、資質・能力の3つの柱、教科等の見方・考え方、主体的・対話的な深い学び、これらの大きなキーワードになっているわけですが、その中で中心事項は何かといいますと社会に開かれた教育課程であると私は認識しております。したがってこの中で、社会に開かれた教育課程を追記してはどうかという提言でございます。

2つ目の提言でございます。これについては1番の人事の目的・方針の4人材育成の中に、コミュニティ・スクールを運営しリードできる人材の配置、これを追記してはどうかと。これまでも立川市教育委員会としてはネットワーク型の学校経営を進めてきたわけですが、もう一步踏まえてコミュニティ・スクールを運営しリードできる人材の配置、これを追記してはどうかという提言でございます。

最後です。3番の人事構想に、若手の学校管理職ということが明記されてございます。私としては、先ほども小町教育長から初任者研修を含めて若手の育成をしてということがござ

いましたが、もう一步踏み込んで、例えば立川希望塾のようなものを設立して、そこで育成にあたってはどうか、そのような提言でございます。もう少し踏み込んで申し上げれば、主催については立川市教育委員会と小中学校校長会との共催による開催、講師には企業関係者、塾講師、人事担当の管理主事等々、期間が夏季休業中、月1回の土曜日。卒塾者については積極的に任用する、こういうことを提言申し上げます。

私からは以上でございます。

○小町教育長 では、ご質問のところでございます。能力・適性ということでございます。

先ほどマネジメント、経営というお話を申し上げまして、単なる管理でなくて、しっかりと教育資源を掘り起しながら、それを学校の中に導入して子どもたちの教育を充実する等申し上げます。それぞれの能力を、経営力の中身としましては、危機管理とか事務管理、外部折衝力、人材育成力、多々ございます。そんな中で私は現場を見させていただいて、ともするとそれぞれのクラス、特に小学校は担任制ですのでクラスで完結してしまうというのが多いですけれども、先ほど来申し上げているとおり、学校組織として教育は展開することによって、より教育は深められると思っていますので、そういったことを考えると管理職のリーダーシップというのはとても問われるかなと思っています。

リーダーシップとは何ぞやというところになるかと思うわけですが、リーダーたるもの教育目標含めまして学校経営方針を示して、それをビジョンとしてしっかりと提示するということはまず必要かなと思っています。そのビジョンを実現するためにどうしたらいいかということで人材活用も。人材活用という面では教員個々の特性をしっかりと把握して、引き出して、育てるということ含めまして行う面と、それから地域の人材ということで、これは地域の保護者だけに限らず、企業とか大学まで目配りした中での人材の活用ということもあろうかなと思っています。それらを総合的にマネジメントして、全体の組織としての力にしてしっかりと学校経営をするという意味で、大きい意味ではこの能力・適性の中で大きいところは経営力に問われるかなと思っています。そのところをしっかりと見極めながら、人事配置していきたいと思っています。

提言をいただいた3つに関しましては、これから東京都と折衝する上で参考にさせていただければと思います。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、教育長から説明がございましたが、是非その方向でお進めいただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 とても具体的、なおかつ夢と問題点をしっかりと出していただいた構想ではないかなと思います。特に立川の生い立ちというか、新しい立川に向けての過去の評価、歴史についての評価、いろいろな意味でそういうことが求められている中、立川市における子どもたちのためにというとても分かりやすい教育施策の内容かなというふうに思います。全面的にご協力したいなと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 各委員からもお話がありましたので、私のほうから1点だけ、新しくというか立川で働いていただく先生方には是非、子どもたちからも、また保護者からも尊敬をされる教師になっていただくということを全面的に出して、地域で働いていただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

○小町教育長 きょう、貴重なご意見を承りましたので、それをしっかりと踏まえて、人事に関しまして取り組んでまいりたいと思っていますので、引き続き、ご意見、ご指導いただければと思っています。ありがとうございました。

○小町教育長 では、ほかないようでございますので、お諮りいたします。協議(1)平成30年度の人事構想(学校)について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)平成30年度の人事構想(学校)について、は承認されました。

---

## ◎協 議

### (2) 若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について

○小町教育長 続きまして、協議(2)若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について、に入ります。

浅見学務課長、お願いいたします。

○浅見学務課長 若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について、ご説明いたします。

平成30年4月1日に開校する「若葉台小学校」の校歌・校章・校旗の制定方法について、平成29年度は6月20日に開催された新学校設立検討委員会における協議をもとに案を作成いたしました。

校歌の作成については、資料1ページ、1. 校歌の制定方針のとおり、けやき台小学校及び若葉小学校の児童が本年度中に新校の開校に向けて自分たちの思いをキーワードとして挙げてもらい、そのキーワードをもとに平成30年度に作詞を公募いたします。作曲、編曲については、立川市に所縁のある方もしくは連携・協力に関する協定を締結している国立音楽大学に依頼をしていきます。校章については、資料1ページ、2. 校章の制定方針のとおり、公募をいたしまして、図工専科の教諭に修正等依頼してまいります。校旗については、資料1ページ、3. 校旗の制定方針のとおり、校章決定後、事業者へ依頼してまいります。

なお、今後の予定については、教育委員会及び庁内で制定方針を決定し、必要経費を平成30年度予算に計上した上で、校歌・校章とも平成31年2月に予定している開校記念式典でご披露いたします。

以上で説明を終わります。

○小町教育長 ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私からは、質問を1点、提言を2点させていただきたいと思います。

まず質問でございます。検討委員会の在り方についてでございます。校歌・校章・校旗の制定の検討は新学校設立検討委員会で一貫して行うのかどうか、あるいは校歌・校章・校旗の制定のために3つのそれぞれの検討委員会を立ち上げるのですかという質問でございます。

次に提言の1つです。校歌・校章の検討スケジュール、これについては期間としては余裕をもって進めてはどうかということでございます。例えば、校歌を公募する場合に大体6ヵ月程度は必要なかなと思っているのですが、具体的に考えた場合に、1つ目は楽譜のイメージ等の決定、2番目が応募要項の決定、3番目が公募実施、4番目が選考、この中には2段階選考も入ってまいります。5番目が伴奏譜、合唱譜の作成等々、それ以外にも入ってくるかと思いますが、やはり6ヵ月程度は必要だろうと考えております。

続きまして、校章の公募に伴うものですが、これについてはおよそ5ヵ月ぐらいが必要かなと考えています。具体的には1点目が、デザイン、テーマの決定、2点目が応募要項の決定、3点目が公募実施、4点目が選考、この選考は2段階選考まで入るかと思いますが、5点目がデザイン補正と電子データ作成、もちろんこれ以外にも細かい点で入ってくるわけですが、これも検討して決定するにあたって余裕をもって進めてはどうかということでございます。

提言2つ目でございます。これは著作権の問題です。これまで全国で幾つかの学校で著作権が問題になりまして、最後まで紛糾した、そういう事例もございます。したがって、校歌・校章の著作権は教育委員会に帰属する、そのことを明示してはいかがでしょうかという提言でございます。

私からは以上2点です。

○小町教育長 浅見学務課長、お願いします。

○浅見学務課長 質問を1点、提言を2点いただきました。

まず1点目の質問についてです。検討委員会の在り方ということでございます。検討委員会はいわば事務局からの諮問に対して協議、検討していただく場です。そこでいただいた地域の方が委員としてのメンバーでおられますので、学校長、PTA会長、その他地域の方からのご意見をいただいた上で事務局として案を作成いたします。それに対して教育委員会において協議案件として提示をさせていただき、手続きを踏んで決定してまいりたいと思っております。

続きまして提言でございます。提言の1番目でスケジュールの期間には余裕をもって対応することというご提言をいただきました。平成31年2月に最終的には校歌・校章ともご披露いたします。ご提言いただいたとおり、特に作曲などには時間もかかるやもしれませんので、作曲者等決まりましたら、期間についてはきちっと打ち合わせをしながら余裕をもって対応をさせていただきたいと思っております。

2番目の著作権について、これは本当に貴重なご提言をいただきました。ありがとうございます。

います。いずれもいただいた提言をきちんと参考にさせていただきまして、今後しっかりと取組をさせていただきます。

○田中委員 是非、その方向でお進めいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございませんか。松野委員。

○松野委員 今の田中委員の余裕をもって、大賛成です。特に作詞の部分ですね。どうしても素人がやると大変です。補作となるとさらに大変。それが定まらなければ作曲に入れませんから、ですからこれは余裕をもってやったほうがいいと思いますね。そしてなおかつ広く統合校に関するキーワードを集めてやるのは、子どもたちにとってもとても楽しみな校歌になると思います。是非そうやりながら日程的に早めに、お願いしたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それでは、お諮りいたします。協議(2)若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(2)若葉台小学校の校歌・校章・校旗の制定方法案について、は承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) 若葉台小学校開校に向けた取り組みについて

○小町教育長 続きまして、報告(1)若葉台小学校開校に向けた取り組みについて、に入ります。庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは、若葉台小学校開校に向けた取り組みについて、教育総務課からご報告いたします。

平成30年4月の若葉台小学校開校に向けまして、平成29年度残りの期間は現在の若葉小学校に仮設校舎を建設するほか、普通教室転用のための黒板や棚の設置、若葉小学校の様々な改修工事を実施してまいります。また、平成30年3月には、けやき台小学校の必要な備品等を若葉小学校に移設するほか、現在のけやき台小学校の南側にございますけやき台学童保育所につきましても、若葉小学校に建設する仮設校舎に移転をいたします。

資料2に記載のとおり、平成30年3月には両校の閉校式を、また平成30年4月6日金曜日には学校設置者である市長による開校宣言などを行う開校式を行います。また、これとは別に、先ほども学務課長から話がございました校歌・校章等のお披露目を兼ねて平成30年度中に開校式と開校式典を行います。

一方で、本年7月28日付で両校のPTA会長から要望書が、主に4項目提出されております。この対応については担当部署において詳細に検討中でございますが、このうちトイレ改



修につきましては床を乾式に、今タイル張りのところをビニールシートに張ったような工事を本議会の補正予算でお認めをいただいたものでございます。

以上のように2校の閉校準備と若葉台小学校の開校に向けて具体的に準備を進めておりますが、両校のPTA役員や若葉町地区の青少年健全育成委員会の方々へも今月も進捗状況を報告してございまして、引き続き定期的に本事業の説明を行ってまいります。また、本年10月16日と21日にはPTA及び地域の方々を対象に、仮設校舎の工事また通学路の安全対策など、両校において説明会を開催いたします。今後も新学校設立及び新校舎建設のお便りであります「わかばっ子」やホームページを通じて適宜情報を発信する等、きめ細かい対応を図って滞りなく平成30年4月の若葉台小学校設立に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、佐伯委員。

○佐伯委員 若葉台小学校の開校に向けてという話とはちょっと違うかなとも思うのですが、きょうもけやき台小学校を見てまいりまして、やはりかなり校舎は老朽化をしていて、若葉小学校のほうも同じく進んでいると思うのですが、今後けやき台小学校についてはあと半年余り、また若葉小学校についても3年程度しか使用しないということで、その中で起こった例えば不備がこれからも見つかると思うのですが、子どもたちの安心安全を脅かす、もしものがあれば、あと使う期間が少しだからということではなくて、そこには大切な子どもたちの1年1年があるということをしっかり念頭においていただいて、目をつぶったり、見逃したり、見過ごしたりということがないように、過度の修繕をしていく必要はないと思いますけれども、是非、期間によってそれを判断することがないようにしていただけたらいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 貴重なご意見ありがとうございました。今、若葉小学校は少ない児童でございまして、4月からは680人程度の児童が通うようになります。一番は子どもの命を預かる事務局としてもそういった視点、非常に大事ですので、校舎の点検等も含めてしっかりやりながら進めていきますが、もしそういったことがあったらいち早く対応できるようにしてまいりたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 きょう、けやき台小学校の学校訪問がありましたが、そのときに小中連携でいい取組をやっているなというのがありました。それは同時に、けやき台小学校、若葉小学校の併合をしながら新たな学校にスタートする、いつながりになるかなと思いながら私話をしましたけれども、というのは市民科の学習で、それぞれの学年が何を調べ、どう発表するかという予定がプログラムに出ておりました。若葉、けやき、九中も含めて、お互いに一緒に活動しながら発表したり、聞き合ったり、良い所を認め合ったりしながら、こういう活動を

通すことによってもっともっと両校が統合前に仲良くなれるし、そしてお互いに顔も見知ることもできるし、そういうようなことをやっていくことが大事ではないかと思いました。

同じように集まってただ過ごしても、なかなか仲良くなれませんが、活動を通してやるならば、これはきっといい、子どもたちにとってはプラスになると思います。その辺りも統合に向けて両校が仲良くなるための提案として是非、考えていただければありがたいと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 実は昨年度、今年度の教育課程を編成する上で両校、また中学校も入れて三者三つ巴で松野委員がおっしゃられている活動を、ただいだけではなくて、一つの目的に向けて協力してやれる活動は何があるかということで、4月から3月まで計画してございます。それからPTAも巻き込んでやっていくこと、そういうような計画を立ててございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)若葉台小学校開校に向けた取り組みについて、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) コミュニティスクールの導入について

○小町教育長 続きまして、報告(2)コミュニティスクールの導入について、に入ります。

小瀬指導課長、ご説明をお願いします。

○小瀬指導課長 コミュニティ・スクールの導入について、まずコミュニティ・スクールの導入の背景、次にコミュニティ・スクールの内容について、ご報告をいたします。

コミュニティ・スクールを含め教育関連法が平成29年3月31日に公布、4月1日に施行されました。この背景には教育再生実行会議からの提言がございました。今現在、教育再生実行会議の提言では、直近では平成29年6月1日に第10次の提言が出されております。

では、A3判横資料、コミュニティ・スクールの導入についてをご覧ください。

左側上のボックスに教育再生実行会議とあります。この会議はご案内のとおり、内閣総理大臣が開催するものでございます。キーワードは主な提言内容でございます。例えば◇キーワードの書かれたところから2段下を見ていただくと、教育行政と労働、福祉行政の連携強化とございます。このことにより、既にご報告させていただきましたけれども、厚生労働省の保育所保育指針、文部科学省の幼稚園教育要項に見られるように、幼児教育が統一され、小学校、中学校教育との系統化が図られました。また、この教育再生実行会議の提言により中央教育審議会の2つの答申、また教育関連五法が成立いたしました。

左側一番下のボックスをご覧ください。

見てみますと、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、また義務教育費国庫負担法、学校教育法、地教行法、社会教育法のこれら関連法の一部改正では、

例えば、共同学校事務室の設置、学校事務職員の職務規程の見直し、特別な支援を要する児童生徒への支援を推進するための教員定数の新設、不登校児童生徒への多様な教育機会を提供する観点から不登校特例校、夜間学校が位置付けられ、複雑化、多様化した課題に対応するため学校運営協議会制度改正、また、地域学校協働本部が位置付けられました。

では、具体的にコミュニティ・スクールについて説明をしてみたいと思います。A3判の横資料の右側のボックスをご覧ください。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校として、地教行法の第47条6、これが大きく加えられたところがございます。学校運営協議会の役割が○印で3点、明確になっております。

今回の地教行法及び社会教育法の一部改正のポイントは5点ございます。

1点目は、学校運営協議会の設置を努力義務化したことでございます。先ほど小町教育長からもお話がございました。今まではさらなる設置の促進が必要という条文でございました。努力義務化ということは、ほとんどしっかりやっつけていきなさいというような内容をもつものでございます。2点目は、学校運営に必要な支援に関する協議、この協議の役割を新たに追加して地域学校協働活動推進委員を加えるとなりました。3点目は、委員の任命に関する校長の意見の申出を明確に規定してございます。4点は、教職員の任用に関する意見を対象とするかどうかは教育委員会規則で定めるとしたと。これも先ほどお話がございましたけれども、一番ここは大きなポイントでございます。人事権そのものに対し意見を言えるのだけでもというところがございます。そして教育委員会規則で定めたことにより、その条件の中で意見を言うことができるということになりました。第5点は、小中一貫校等に配慮して複数校で一つの協議会を設置できることとしました。

このことにより、下の段の◇コミュニティ・スクールの効果4点が期待でき、学校と地域とが、共通の目標を持ってその達成に向かって、ともに前進している実感によって、ここからポイントです、学校はよりよく発展し、まちづくりが進展するということを目指しております。以上がコミュニティ・スクールの導入についての説明でございました。

報告は以上でございます。

○小町教育長 ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 まず認識を深める意味で質問を2点、あと、提言を1点申し上げたいと思います。

質問ですが、現行の学校評議員制度から学校運営協議会制度に変わるわけですね。この場合特に地教行法第47条6項、この中に3点出ておりますが、その中で学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる、もう1つは、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、この2点が変わったと理解してよろしいのでしょうか。学校評議員制度から学校運営協議会制度に変わった場合に、主にこの2点が変わったと理解してよろしいのでしょうかというのが1点です。

2 つ目の質問でございます。これまでの学校支援地域本部と地域学校協働本部の役割の違いは、何がどのように変わってきているのか、その辺りを簡潔に教えていただければと思います。

提言でございます。学校運営協議会を設置する上で、これまで立川としてはネットワーク型の学校経営をとってきたわけですが、立川らしい持続可能なコミュニティ・スクールの体制の構築について提言申し上げたいと思います。そのためにはどうするかということですが、これまでコミュニティ・スクールを導入してきた自治体が幾つもございます。その中で現状と課題を検討し精査して、ネットワーク型の学校経営を活かした立川らしい取組、そういうものを進めてはどうでしょうか。

具体的に取り組む方法としては、一小学校で一中学校の校区、例えばですけれども立川第八中学校と新生小学校の場合はこれに該当するかと思いますが、このような校区においてコミュニティ・スクールのモデル研究校に指定して、その取組と成果を発表してはいかがでしょうか。併せて、コミュニティ・スクールについて市民にも分かるガイドラインを作成してはどうかという提言でございます。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 田中委員のおっしゃった最初の質問でございますが、2 点お話いただきました。校長先生とか教育委員会に意見することができると。それから教育委員会規則に定める事項について、教職員の任用に関して言えると、その2 点があります。

もう1 点は先ほど申し上げたように努力義務化になります。設置してもいいのか、設置しなくてもいいのかという、今回は設置するように努力しなければならない。法令、法案等々で努力義務化というのは、ほぼやりなさいということになります。ただ、すぐじゃなくていいです、それに向かって努力しなさい、それが変わったところです。

それから、今までは委員の任命に関して校長の意見の申出はいらなかったのですけれども、今回は明確に法的に校長の意見をしっかり出して、それを受け取って任命しなさいということになりました。

最後は、先ほどご提案の中にもありましたけれども、小中一貫校等々に配慮しながら1 つの協議会で小学校、中学校、それで構いません、そういうところが主な変更点でございます。

それから、学校支援地域本部と地域学校協働本部の役割の違いはというのは、先ほど小町教育長もお話しておりましたが、今まではいい学校をつくっていきましょう、地域の中で開かれた学校、地域とともに歩いていきましょう。それからさらにもう一歩いきて、学校をよくして、学校を起爆剤に、簡単に言ってしまうとまちづくりしよう、まちを活性化させよう、そこまで戦略が大きく伸びてございます。今まで小町教育長がお話になった一方通行ではなくて、地域が学校に協力ではなくて、それを通して学校を地域に還元していく、そして地域が発展を願っていく、そういうメッセージが学校支援地域本部から地域学校協働本部という形に変わった点でございます。

それから、いいアドバイス、ご提言をいただきまして、実は今、導入ということで全校で

はないですけれども、モデル校としてある意味違う形のコミュニティ・スクールをつくりまして、その成果と課題をしっかりと検証して、その上で全校導入というふうには考えているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧なご説明ありがとうございました。今、小瀬指導課長がおっしゃった方向で是非、円滑に進められるようお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 私これを見たときに、立川市は本当にネットワーク型の学校経営をはじめ学校運営協議会、これもしっかりと定着してきました。市民科を行い、また小中連携についてもそういった視野で行われている。さらに少し前に、社会教育の今後の在り方については、同じように学校教育、社会教育分けずに地域で包括的にできないのかという話もしてまいりました。そういう意味では、この新たな中教審答申から出たこれにすごく順調に立川市が近づいている、そういう流れだなと思いながら見ておりました。

今、田中委員からも提案がありましたが、私も同じように5つ考えました。その筆頭にあたるのは、何と言ってもこのことをちゃんと宣伝して、広報して、理解啓発をしていただきたいということが1つであります。「たち」とか、フォーラムなども是非モデル校のそういう実践発表などもできるといいPRになるのかなと思います。そういった啓発、宣伝活動の中に一番目に入りたいのがコミュニティ・スクールの推進に向けて教育委員会としてのビジョンだとか目標値、あるいは地域学校協働本部の事業の内容とか、そういったことをまずきちんと説明する必要があると思いました。

そして2つ目には、今度は学校の役割であります、地域としての学校というのはいぶん言われてきました。この中で学校が果たす役割、地域学校協働本部、学校もこういう本部の中で何をやるのか。今まで立川も例えば放課後子ども教室であるとか、あるいは支援を必要とする子どもたちの情報交換だとか交流だとか、あるいは必要な対応だとか、地域ぐるみでこれを行っているわけですね。そういったものも、もっともっと整理しながら、こういう活動が本格的に始まったときに、きちんとそれが定着し活動できるように準備しなければいけないというふうに思います。

ですから、そのためには先生方のまず理解が必要です。管理職も地域に開かれた教育課程といわれたときに、そういう手順をちゃんと踏みながら、では地域に開くときに、どういう要件で教育課程編成のことをやっていったらよいのか、こういうことが研修としては必要と思います。

さらに、小中連携のことが出ておりますけれども、やがて一貫の問題も出てまいります。そうすると今やっている小中連携も、そういった一貫に近づくような内容の吟味あるいは改善、これを図っていかないと、なかなかこのコミュニティ・スクールあるいは地域学校協働本部、これに対応するようなものにはなっていないだろうなと思います。そういう意味では学校運営協議会、この制度についても私はもし改善等があるならば、活動について必要な

らば、そこも考えていかなければいけないだろうなと思います。

そしてこれらのことを「たち」でもフォーラムでも広報として出されるということが一番の理解の、あるいは啓発の道と考えておりますので、そこを通して市民の皆さんにも分かるようにお願いしたいと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 松野委員ありがとうございました。まさに全く同じ考えで、ネットワーク型学校経営で進めてきて、非常に地域に根差してきた、立川のためにあるのかというぐらいの制度かなと思っております。

それから、宣伝というところでは、しっかりやっていきたいなと思っています。前回の社会に開かれた教育課程、校長研修の様子を見ていただきましたが、今考えているのはこのコミュニティ・スクール、それから地域学校協働本部については、一回研修会を開いて、校長先生方に理解をしていただいた上で、今、委員にご提案いただいたのでフォーラムとか、予算が絡むのでどうなるか分かりませんが、リーフレットとか分かりやすいものにしていくことは大事だなと思いました。

それから私どもが狙っている、最終的には一貫教育、校舎が一緒だよという意味ではなくて、本当に9年間途切れ、隙間のない教育、新学習指導要領がちょうど出てきましたので、少し力を入れていこうかなと思っております。いいご提言をいただきましてありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 お話を聞いていると、どんどん、いい方向に向いているような感じはいたします。

ただ1点だけ私の気になるところは、最初、教育委員会に関わらせていただいたときに、学校の先生や学校の管理職がある程度の段階で替わっていくということも、良い点と悪い点と両面あると思います。せつかくある程度慣れていただいた先生方が替わってしまうということに関して、とても残念になることもありますけれども、ある意味でそれがとても公平性で良いところもあると。学校という立場は変わっていくんですけれども、変らないのは地域であるときに、その関係はどういうふうに作っていくのか、子どもたちのためになるものならばいいですけれども、地域の人たちのためにだけなるというところは、なかなか難しいところがあると思います。その辺をもちろんご検討いただいているとは思いますが、そういう事例もかつてはあったような気がいたしますので、その辺を含めてご検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

これで報告(2)コミュニティスクールの導入について、の報告及び質疑を終了いたします。

### (3) 立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書について

○小町教育長 続いて、報告(3)立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書について、に入ります。

南学校給食課長、説明をお願いいたします。

○南学校給食課長 それでは、立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書について、ご説明いたします。

お手元にお配りしてあります資料は、本年4月27日の平成29年第8回教育委員会定例会で協議していただきました平成29年4月版の報告書から修正、追記いたしました平成29年9月版の報告書でございます。追記、修正した内容につきましては別紙資料にまとめてあるとおりでございます。

まず報告書の11ページをお開きください。そちらの2段落目、医療機関受診者数を児童、教職員別で内訳表を追記いたしました。次に29ページをお開きください。就学援助認定世帯等に対する支援では、平成29年3月末までに保護者が指定した口座へ給食費相当額が振り込まれるよう手続きを行ったことを追記いたしました。続きまして、30ページから31ページにかけて、医療費等の補償につきましては、保護者からの問合せへの対応、問合せ及び補償案内発送件数の月日別内訳表、補償の進捗状況を追記いたしました。

続きまして、食中毒事案への対応(時系列)のほうですが、こちらは36ページ2月23日の記載、37ページの2月27日の記載、39ページの3月7日にある記載、これら児童に対する心理的ケアの記載内容を統一的な表記へ修正いたしております。42、43ページにつきましては、4月24日月曜日以降の対応について追記いたしました。なお、42ページの下から2行目ですが、給食再開後もお弁当を持参していた2人の児童ですが、そちらの児童につきましても6月13日をもちまして給食を食べていることを記載しております。

また44ページですが、安心・安全な学校給食をと記載しておりましたが、こちらを、安全・安心な学校給食という表記のほうに修正し、目次も同様に修正しております。

本年の1学期の給食では、大きな混乱もなく安定的に学校給食を提供することができました。今後も学校給食共同調理場では食中毒を二度と起こさないよう再発防止対策を徹底するとともに、子どもたちのために安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 貴重な資料、大変ありがとうございました。私から1点お尋ねしたいのですが、食中毒の事案、今後発生しないように再発防止に向けて取り組んでいただく。とりわけ安全・安心な学校給食を提供したいということで、具体的に18ページの4番、再発防止対策、この中で主な再発防止については、1点目は食材料の調達に関する対策、2点目は共同調理場での

調理工程における対策について、3点目が共同調理場の調理従事者および施設・設備の衛生管理に関する対策、大きくは3点出ているのですが、やはり食中毒の再発防止について、この3点を踏まえながら、このことも今後十分注視する必要があるという点がもしございましたら教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 今回の食中毒事案につきましては、食材料の調達過程に課題があったということで、そちらの部分徹底するというので、書類関係を必ず提出させる、またそちらの事業者、そういったところも現場に行って確認して、安全性を確認することはもちろんですが、これからですが、寒い時期になりますと、またノロウイルスが流行ってくる時期になりますので、そちらにつきましては学校、家庭にも注視する必要があると思いますし、何よりも施設、調理員の衛生管理の徹底を再度強く指導するという形をとらせていただきたいと思います。このような食中毒事案を起こしておりますので、ノロウイルスに罹るということは本当にあってはならないことだと思っていますので、気を付けていても罹ってしまうということがありますので、手洗いの徹底、トイレ、そういったところを十分に注意して、注意し過ぎることはないということがありますので、そういったことを給食関係者全部に、学校にも周知徹底をしていきたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、南学校給食課長から説明がございましたが、是非、繰り返し繰り返し、指導よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する報告書について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) 立川市地区図書館所蔵視聴覚資料大量不明への対応について

○小町教育長 続きまして、報告(4)立川市地区図書館所蔵視聴覚資料大量不明への対応について、に入ります。

土屋図書館長、説明をお願いします。

○土屋図書館長 立川市地区図書館所蔵視聴覚資料大量不明への対応について、ご説明申し上げます。

平成29年6月の大量不明判明後、緊急対応として、一部新刊CDの貸出方法の変更やCD書架の巡視強化、備え付けカゴの利用推奨など不正持ち出しの抑制に取り組みました。

しかしながら7月中旬、再度のCD臨時蔵書点検で被害が継続していることが判明し、不正持ち出しの防止を最優先に貸出方法の変更を決定いたしました。変更直後は紙のリストだけでは分かりにくい、外ケースの曲名を見て選びたいとのご意見をいただきましたが、順次、



外ケースを書架に戻しております。

8月のCD臨時蔵書点検では方式変更直前の不正持ち出し41件が判明し、再度被害届を提出しましたが、おかげさまで9月10日のCD臨時蔵書点検では不明はなく、方式変更後の不正持ち出しは止まっている状況でございます。

引き続き被害の拡大と不正持ち出しの防止に取り組み、利用者モラル向上の啓発に努めるとともに、残っております9月のCD臨時蔵書点検、11月中旬以降に全館で実施する特別整理作業により、全ての資料の所在確認と適正な管理を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○小町教育長 ありがとうございます。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。しっかりと市民の財産でございますので管理をしてまいりたいと思っております。

ではこれで、報告(4)立川市地区図書館所蔵視聴覚資料大量不明への対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次にその他に入ります。

その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

---

#### ◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成29年第18回立川市教育委員会定例会は平成29年9月28日木曜日、午前10時から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、平成29年第17回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時50分

署名委員

.....

教育長